

京都市告示第137号

令和6年12月2日京都市告示第537号（会計管理者の事務の一部の出納員への委任について）の一部を令和8年4月1日から次のように改めます。

令和8年5月19日

京都市長 松井孝治

委任された出納員の職名と出納員が口座により収納する歳入の種類

	変更前	変更後
出納員の職名	文化市民局地域自治推進室 区政推進課長	文化市民局地域自治推進室 戸籍住民企画課長

(会計室)